

資料紹介

北海道博物館所蔵の林梅家資料(四)

東 俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ

キーワード 蝦夷地 (Ezochi)・近世 (Early modern)・江戸時代 (Edo period)・
場所請負制 (Subcontracted trading post system)・
くずし字 (Kuzushiji)

はじめに

本稿は、令和二年(二〇二〇)から活動をはじめた古文書学習サークル「ちやれんが古文書クラブ」で行った林梅家資料(当館所蔵)の講読について、その活動成果である古文書翻刻文を紹介するものである。

令和六年(二〇二四)度は、十六名のメンバーに当館学芸員の三浦・東が世話人となり、四〇十二月に月一〇二回程度集まり古文書の講読会(学習会)を行った。講読文書は、前年度に続いて北海道博物館所蔵の林梅家資料とし、同館目録①番号のD33〜D35を講読した。クラブの趣旨・目的や林梅家資料については、令和三年度の「資料紹介」②を参照していただきたい。

(東俊佑)

史料編

令和六年度「ちやれんが古文書クラブ」において講読した史料(次頁の「表1」のとおり)について、東がテキスト入力・編集作業を行い、三浦・東がこれを校訂した。各史料の解題は東が執筆し、末尾に一括して掲載した。

各史料を全丁撮影した画像は、北海道博物館ウェブサイトのなかの「収蔵資料検索」により閲覧が可能なため、本資料紹介ではこれを省略した。翻刻は、次の凡例に拠り行った。

〈凡例〉

- (1) 旧字体・異体字・略字は、原則として常用漢字に改めた。
- (2) 変体仮名は、普通の平仮名に改め、合字も分解して普通の仮名とした。ただし、b(より)、江(え)、与(と)、之(の)、者(は)、茂(も)はそのままとした。
- (3) 読点は校訂者が付し、校訂者による註記は「」で示した。「ママ」は翻刻どおりであることを示す校訂者による註記である。また、「◎半丁白紙」などの行頭の「◎」以下の文も校訂者による註記である。
- (4) 翻刻文中、現在では使われない不適切な用語もあるが、史料としての性格上、そのままとした。
- (5) 各史料冒頭の「」内は、『林家資料目録(北海道開拓記念館)括資料目録第三八集』の整理番号を示す。
- (6) 翻刻文中の□は判読不能の文字一字、「」は二字以上の判読不能の文字を示す。
- (7) 抹消訂正文字は、左傍に「」を付して右傍に訂正文字を細書した。
- (8) 丁数と表裏の別を文末に〔算用数字オ〕・〔算用数字ウ〕で記した。なお、紙縫綴の資料は、表紙・裏表紙として使われている丁も二丁と数えた。
- (9) 年代・日付や金額など、原文で割注で表示されているものについて、編集の都合上一行に改めた箇所がある。
- (10) 原文において改行ないし半改行で示されているものについて、とくに意味がないと判断したものは、編集の都合上一行に改めた。

東 俊佑・北海道博物館 研究部 歴史研究グループ
三浦泰之・北海道博物館 学芸部長
ちやれんが古文書クラブ・北海道博物館道民参加型学習サークル

表1 林柵家資料D33~D35の基本情報

整理 番号	収蔵 番号	資料名	数量	形態	年代	大きさ (cm)		丁数	作成者・著者 差出→宛所	備考
						縦	横			
D33	153513	クナシリ嶋トマリ潤内江 異国船渡来仕候ニ付為打 払并異国人取押候始末再 調仕候趣申上候書附之写 し	1冊	縦帳	文化8年7月	25.0	16.9	22	林氏	
D34	153514	為吉丸破船一件付箱館御 日記控	1冊	縦帳	文政未〔6年〕 10月13日	24.6	16.2	23	嘉兵衛・清兵衛・兵 吉	
D35	153521	願答書	1冊	縦帳	文政8年	30.0	20.1	53	竹屋長七→桜庭丈左 衛門、村山伝兵衛	

「D33」クナシリ嶋トマリ潤内江異国船渡来仕候ニ付為打払并異国
人取押候始末再調仕候趣申上候書附之写し

クナシリ嶋トマリ潤内江異国船渡来

仕候ニ付為打払并異国人取押候

始末再調仕候趣申上候書附之写し〔一オ〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

◎半丁白紙〔二オ〕

◎半丁白紙〔二ウ〕

文化八未年五月廿六日昼頃、場所内ケラムイ出崎後通り沖合ニ怪敷帆形相見得候趣、会所江もの共ニ南部家よりも申出候間、私早速会所海岸江罷出、遠眼鏡を以睨与見定め候処、異国船ハ相違無御座候ニ付、尚又稼方三之丞、政右衛門兩人江申付、当所迄早馬ニ而見届之ため差遣候処、無程罷歸り申間候ハ、異国船ニ相違無是、日本船ニ見競候得ハ凡千石余も積入〔三オ〕可申帆形ニ而、式艘与相見得候段申間候間、南部家物頭玉山六兵衛江防戦之用意相達し、并同心共会所之もの共夫々手配申付候内、ケラムイ崎近く異国船壹艘走入候ニ付篤与見定候、帆柱三本、帆数十三程有之候船ニ御座候、依之兼被 仰渡候通り子モロ地江合図之烽火をあげ、海岸通り大筒相備ひ、近寄候ハ、打払候積相扣居候処、暮合頃ニ潤内ニ沖合ニ江颯込候様ニ候得共、モヤ強く難見定、篝〔三ウ〕火所々江焚置、夜中ハ嚴重ニ相固守居、同廿七日夜明頃モヤ之暗間より沖合見候処、潤内ニ乗入海岸凡三拾丁程繫居、無程橋舟式艘相下ケ、壹艘ニ人数九人乗組、会所を目掛ニ漕寄候間、玉合宜敷迄引付、同心原川次三郎式百目玉御筒を以打払候処、玉附少々越候得共、乗組之もの共周章候様子ニ而早々漕戻り、同時之南部家よりも元船江三貫五百匁玉御筒、木筒共、同心松井力

太〔4オ〕名鏡儀右衛門并会所之もの共打払、南部家居小家よりも海岸ニ備候簡共打払候得共、町合遠く或ハ越、又ハ落候ニ付、今少し間近ニ乗来候迄ハ大筒を為相扣候処、異国船無程遠沖江飄出繫居申候、同廿八日朝又橋舟壹艘相下ケ、人数七八人乗組ニ而、桶之様成ものへ竿式本建、其先赤き印を付、遠沖江浮め置、元船江乗戻り候ニ付、取入可申段南部家之物頭〔4ウ〕玉山六兵衛江も申談候処、可然趣申間候ニ付、蝦夷人佐兵衛、新五郎、アリウエン、永助四人蝦夷船ニ而為乗組差出、右印相建候浮桶取入見候処、猩々緋之小切壹枚、キヤマン德利壹ツ、錫夏目米壹合程壹ツ、腕の曲ものへ〔酒と 欠カ〕思敷もの入壹ツ、并練玉式連、其外当方より大筒打掛候玉落潤内之様子等巨細ニ認メ候絵図を入差置候間相考候処、多分交易願之義ニも〔5オ〕有御座道具と奉存候得共、是以差留候儀ニ無御座候間、何れ間近く寄来候ハ、打碎候心得に俄ニ無御座候間、何れ潤近く寄来候ハ、打碎候心得に御座候処、終日同所ニ繫居申候、同廿九日昼頃ケラムイ崎江向橋舟式艘乗出ニ付、遠眼鏡ニを以見候処、致上陸番屋の家根ニ異国人登り候躰ニ□見得候ニ付、陸路凡式里程も可有之候得共、見渡之場所〔5ウ〕ニ有之候間、南部家物頭六兵衛江人数差廻し候様ニ申談候処、小人数之義ニ付人数引分ケ候義ハ難相成段申間候間、無致方ニ付稼方久兵衛并蝦夷人八内、市平、タカンロク、金蔵、右之もの共へ申付、物影より見届候様申聞差遣候処、無程罷帰申間候ハ、同所江囲置玄米拾六俵、麴式叭ニ造酒三斗余、薪拾敷程、鋸壹枚、鉋壹枚、図合船壹艘〔6オ〕綱壹房、碇壹丁紛失仕、右道江桃色之唐木綿式反、革手袋壹足、横藍縞破れ有是候服沙壹、銅板江ヲロシヤ文字彫付有之候間、持参仕候段申間候ニ付、余り空敷詠居候も残念ニ奉存候得者愚考仕候処、兼而打払可申御趣意ニ御座候へ共、玉合届不申、其上当方より打払候而も手向ひ不仕候ニ付、先ハ降参之姿ニも〔6ウ〕御座候間、右を打払候ても御仁惠薄ニも相響可申哉、且敷敷仕候米、薪、図合船等申訊ケ茂無御座候ニ付、彼是者共江出会得心之上、當場所江引留御下知相伺可申等南部家役人江も申談候上、異国人共小人数乗組上陸候ハ、不払打、多人数乗組候ハ、打払ひ、絵図式枚、外片仮名ニ而右之通相認メ、六月朔日異国船方差出候

浮桶江入、本之印を〔7オ〕建て沖合江差出候処、早速橋舟を以取入申候、同日昼過西海岸通りセンヘヨタン与申処江橋舟四艘ニ而多人数致上陸候間、為見届之同心名鏡儀右衛門、稼方政右衛門、蝦夷人三助、鶴松、伊助、周八、アリウエン、都合六人差出候処、同人罷帰申間候ハ、水ニ而も汲取候様子而已、外ニ相替義も無御座候趣申間、夫より暫過テ又候桜井啓助、稼方三之丈、蝦夷人佐兵衛、次郎〔7ウ〕、米蔵、シタマレキ手間取候間、南部家物頭六兵衛江申談、跡より足輕五人差遣候、然ル処間もなく元船江橋舟不残漕戻り候、右啓助罷越見候処、日本仕立之脚半壹足水ニ洗候を木の先へ掛置、草小家之内ニ豎縞之唐木綿風呂敷壹ツ、練玉式連、横壹寸立式寸程の皮のきれ壹、呑口之せんの様成木壹ツ有是候旨にて〔8オ〕蝦夷人共致持参候趣啓助申間候、同二日又候橋舟三艘元船方下ケ、ホンタルヘツ□申処〔8ウ〕江上陸いたし候間、同心儀右衛門江南部家足輕五人、稼方三之丈、蝦夷人周八、唐助、作内、卯太郎、又吉、三助、力蔵、新五郎、タカンロク、リヤヒセ、テウレケン、都合拾三人召連相越候処、異国人共致上陸候間、儀右衛門、タカンロク江申付為呼候所、不思寄草の中より異国人壹人駈出候間、タカンロク〔8ウ〕早速追駈り彼もの江申間候ハ、願之筋も有之候ハ、儀右衛門へ面談可致趣申間候得ハ、罷越逢可申由彼もの申間候ニ付、タカンロク挨拶ニ及候ハ壹人候ハ、対談可致候得共、大勢ニ而ハ面談難致趣申間、夫方段々渡来之始末為承り候処、全く船中糧米之尽候ニ付、米酒貫請度旨申間、何卒右之段申立呉候様タカンロク江申間候〔9オ〕候間、同人挨拶ニ者左候得ハ会所江相廻り候様申間候処、大筒夥敷被打掛、元船も既ニ危く程之義ニ付、怖敷致候間難参旨申候間、此度者打払不申候間、当方より指出し候浮桶之処江迄相越可申旨、儀右衛門方タカンロク江申付約束為致候段、儀右衛門罷帰り申間候、右之趣南部家のもの頭六兵衛江も申談候処、八ツ時過元〔9ウ〕船より橋舟壹艘相下ケ、人数五六人乗組、約束之赤印付候浮樽を目当漕寄候間、此方よりも蝦夷船番人与左衛門、蝦夷人佐兵衛、唐助、新五郎、永助、アリウエン、タカンロク七人為乗組指遣候処、右橋舟ニ而ラソワ嶋蝦夷人ヲロキセ乗組罷在申間候ハ、船中新水きれ并米酒貫受度由申聞

候二付、兼而与右衛門江申付候通り願之筋も有之候ハ、船中頭分之^(10オ)もの上陸不致候而ハ沖合ニ而米酒差遣シ候儀不相成趣申聞候得共、兎角上陸ハ迷惑之趣ニ而直ニ橋舟ハ元船江漕戻し候間、当方之蝦夷船も漕戻し候趣申聞候ニ付、南部家物頭六兵衛江相達し、元船者勿論橋舟ニ而も玉合宜場所江漕寄候ハ、打払可申旨申談置候処、同三日元船ハ橋舟三艘にてセンヘコタン江致上陸候、間もなく元船江罷帰り、七ツ時小人数乗組、橋舟ニ而老艘会所江⁽¹¹⁾之向漕寄候間、僅橋舟之儀ニ付自上陸致し候上、様子ニより打果可申旨見合居候処、海岸間近く漕来、彼方此方与徘徊致居申候間、支配人八右衛門、通詞利左衛門差遣シ無心遣上陸いたし候様為申聞候処、又々米酒賞請度段如以前申立候ニ付、左ニ候得ハ上陸之上詰合役人江一通り申立候様為申聞候得共何分ニも詰合人江逢候儀ハ難成趣、左候得者元船江罷帰り^(12オ)候趣申聞候由ニ而、種々上陸進候⁽¹³⁾内、八右衛門儀罷帰り候趣申聞候由ニ而者何れ啓助ニ而も逢候ハ、安諾致可申由ニ付、直ニ啓助江申付、海岸ニおゐて為逢候処、以前申立候通り申聞候付、同人申聞候ハ、薪水飯料遣切候ハ、随分遣し候様ニも可致候得共、当嶋ニも重役等も詰合居候間、右之役人江逢候故願之始末申立候ハ、不自由なく被差遣候事も可有之候間、申立候通り^(14ウ)偽りも無之候ハ、上役之もの江逢可申由申聞候処、左候得者元船江帰帆之上一同相談致し、明朝上陸可致旨申聞候間、日本人ハ決而偽り無之候間、無相違明朝可參段申聞、右之もの名前承り候処、カヒタンカラヒン与申ものニ而元船惣頭分之由申、夫ハヨロキセ乗組来候もの如何致し候訳与尋候得者、エトロフ嶋アトエヤ出帆、直ニ此異国江乗組候段申聞、左候得ハ^(12オ)エトロフ嶋ニ而も異国人致上陸候哉与尋候処、カヒタンカラヒン申聞候^(12オ)エトロフ嶋アトエヤ江上陸、同所詰合人ニも逢候処、フウレヘツ会所江相廻り可申積り約速致^(15オ)度手紙認メ貰ひ、同所江相廻り可申処風順不宜、且澗掛りも不意趣承り候間当澗内江乗入候段申聞候ニ付、弥右躰ニ候ハ、右書状差出候様申聞候処、元船ニ有之候間、帰り候而⁽¹²⁾之直ニ差越可申旨申聞、明朝致上陸候印ニ硝子徳利式ツ預ケ候段申聞、元船江漕戻り、無程橋舟を以右書状海岸迄相届候ニ付見候之処、エトロフ嶋詰合深

山宇平太江石坂武兵衛より之書状ニ御座候、同四日ニ罷成候得共橋舟も漕不參躰ニ付、左候得ハ偽り而出帆仕候儀与奉存候ニ付、最早沖合江浮桶ニ而指出候猩々緋切、硝子徳利、米酒之^(13オ)器、練玉、又ケラムイ崎にて差置候桃色唐木綿、皮之手袋、服沙、センヘコタン江指置候練玉、風呂敷、小皮、呑口せん^(14マ)のほよう成もの并タカンロク持帰り候風呂^(15オ)敷、練玉共沖合江印を付浮桶出候所、早速元船より橋舟出し取入候間、此上ハ最早当方江留置候品も無御座候、弥乱妨之底意与奉存候、元船橋舟ニ而も近寄次第打払積り罷在候処⁽¹³⁾之、罷在候^(14マ)処又ホントタルヘツ江橋舟漕出し直ニ漕戻り、夫より当方江向テ橋舟老艘人数七八人乗組漕来候付、打払可為申旨存候得共、小人数之儀故、上陸之上若不法之儀も有之候ハ、其節打捨可申旨是又六兵衛江も申談、若時日啓助約談之通り私江出会ニ罷越候⁽¹⁵⁾儀ニ而穩ニ上陸候ハ、掛合も可致候、万不法逃出候義も有是候ハ、取り押之儀共申^(14オ)談置候処、無間も穩便之様子ニ付、幕張仕候内江支配人、通辞案内ニ而呼寄、私并啓助、同心松井力太、名鏡儀右衛門、御雇医師館野瑞元、南部家人数共夫々相固居及出会候処、頭分之もの三人、ヨロキセ、下官三人罷越、下官老人橋舟ニ残り居候、其節彼者共へ相尋候ハ何れ之国より出帆何之国江罷越候積り、頭分名前何与申候哉^(14ウ)与申聞候処、地球絵図老杖指さし仕候⁽¹⁵⁾処、ヘエトルホルト申所より出帆、キタイチ与申処江相廻り候船ニ有之、頭分名前カヒタンカラヒン与申候、然ル処風順不宜、当澗内江乗入候儀ハ船中糧米乏敷御座候間、米并酒者何程ニ而も不苦候間、貰ひ請度由申聞候、夫より船中乗組之人数ハ何程類船も有之候哉与相尋候得共、惣人数百式人ニ而類船ハ^(15オ)無御座由申聞候、糧米ハいか程貫度候哉等申聞候処、米式拾俵貰請受度旨申候ニ付、為申聞候者纒斗之儀ニ候間、随分指遣シも可申候得共、先年長崎表江其方之国人渡来之節、日本地之内江渡来致し間敷趣御教諭も有之候処、其後蝦夷地内エトロフ嶋江渡来候ハ、船人共打砕可申趣被仰渡有之候ニ付、已⁽¹³⁾当澗内江乗入候節も打砕候得共、手^(15ウ)向も不致穩便ニ願筋も有之様子ニ付、細も可有之儀与存及出会候之処、船中糧米尽候ニ付、米酒賞請度旨願ニ候之間、指遣度者候得共前段之趣意も有

之候間、一存二而者難遣候二付、松前表申立相候上可差遣候間、往返日数三四十日も相掛り候間、当潤内ニ相繫、其方共三人之内申合、ヲロキカレ兩人致上陸居候様申聞、酒杯与へ事静ニ談候処、左候〔16オ〕得者先元船江罷歸り、一統相談之上又候上陸可致旨申聞候間、至極尤ニハ候へとも不殘船中ニ相歸り相談不相整出帆致し候而ハ役儀ニ相抱り候間、頭分之者ヲロキセ殘居候様種々通弁を以申論候得共中々以不聞入、一同相談ニも不及立上候間、尚又日本人ハ偽り不申候間案思不申下ニ居可申与申聞、彼もの共之内兩人残り候様呉れ〔16ウ〕申聞候へとも、最早耳ニも不聞入、海岸江馳出シ候付、無扨為取押、乗来候橋舟壹艘打捨、櫓船共ニ引上ケさせ、船中ニ有之候硝子德利六ツ、内壹ツ碎、外ニ腕曲もの壹ツ取上不申、右出合仕候間、ヲロキセ儀魯西亜語相分兼候趣度々申聞候儀ニ御座候、夫より取押候ものハ会所後通り長家江繩掛入置申候処、右之様子元船より見〔17オ〕請、無程海岸近く仕寄候様ニ付、南部家物頭六兵衛江申談、防戦之手配為致、詰合同、会所之ものと、蝦夷人共江も申聞、海岸通り相固居候処、昼九ツ時前元船間近く飄来候ニ付、南部家より三貫五百匁御筒掛掛候処不代、夫より彼方よりも大筒数丁打掛、会所并海岸廻り御備大筒場目掛ケ打懸候ニ付、当方よりも同心初会所之もの〔17ウ〕とも数発舩、筒廻り合、八ツ時頃迄迄仕候得共、異国船江打当り候様ニ相見得不申、次第二沖合ニ飄出、玉合も遠く相成申候、尤彼方より打掛候鉄玉所々へ落散、拾取候も有之候処、三寸余之玉ニ御座候、尤当方ニ而ハ誰も怪我仕候もの無御座候、会所向其外蔵々迄玉打貫候処無御座候、扱取押之もの共義及夜中元船方接戦仕掛候節ハ〔18オ〕守届候義も不届行候間、早々西海岸通りへトカ与申番家江指遣候処、南部家物頭六兵衛方申立ニハ、小人数ニ而ハ警固致し〔兼〕、万一取逃候節ハ申訳ケ茂無之、何卒向地江相渡し申出、且蝦夷人共も彼もの共当所へ差置候義納得不仕候趣通辞利左衛門申立候間、即其夜へトカより御地并箱〔籠〕江向差立候義ニ御座候得ハ、同五日ニ罷成候而異国船滞船仕〔18ウ〕仕、昼頃又橋舟壹艘乗出し、沖合江浮桶并紛失仕候凶合船共差出候得共、最初大筒廻合等仕候上ハ之儀ニ付、計策ニ而も可有之与当方よりハ取入ニ出し不申候、同六日

ニ相成候処、元船寄来候様子ニも相見得不申、暫滞舟仕居候間、南部家人数も昼夜十日張詰、身軀も勞れ候様子ニ見請、会所之もの共も同様ニ相得候ニ付、〔19オ〕加勢之人数来候迄釣置候計策ニも相成可申哉与当方より浮桶差出し、右之内江元船より大筒打掛候得ハ取押候もの八人共海岸ニおゐて打果し候様、今壹枚ハ大筒不打掛候得者座敷江入置、酒肴ニ而饗し候様、絵図ニ認メ差出候へとも中々近寄不申、九つ時迄又候ケラムイ番家向江橋舟壹艘乗出候間、〔19ウ〕遠目鏡を以見候得共霧深く難見分、併上陸之様子ニ而漕戻り候間、蝦夷人円蔵、小八差遣し、為見届テレケウシ番家前海岸江箱壹ツ、革袋包もの三ツ、都合四ツ御指置、同所番家ニ而草中江隠置候玄米八俵、菓罐壹ツ紛敷仕候趣申聞、同日夕方元船沖合江走出見居候間、時五日異国船より〔20オ〕指出し候浮桶取寄、外ニ何品も無御座候、同七日朝異国船潤内乗出し、ケラムイ崎を為替次第二帆形も相見得不申候、滞船都合十一日ニ御座候、夫より昨六日テレケウシ江揚置候包もの箱共開改候処、箱之内ハ書物斗有之候、包もの之内ニハ着替類手道具而已ニ而御座候、且凶合船も取入候得共是迄何品も入置不〔20ウ〕申候、然ル所異国船大筒廻合等仕俣出帆ニ付、尚又南部家物頭六兵衛江も類船を催し、又々仕寄申へくも難斗、殊ニ取押候ものも有之候ニ付、手敵勝負ニも相成可申候間、昼夜無油断防戦の手当可致趣申談、会所之もの共へも海岸通り東西共昼夜為相廻り置候得共、其後一向帆形も相見得不申候、且再〔21オ〕調候内取押候節之名前引合等迄調へ、差出可申筈ニ御座候得共、下ケ札ニ而申上候通り相分り兼候ニ付、余り延引ニ罷成候、以上、

文化八年

未七月〔21ウ〕

天保十一庚子としヨイチ御場所ニおゐて御詰合様工藤甚之丞様御持參被成写置候、

◎半丁白紙〔22ウ〕

林氏〔22オ〕

「D34」 為吉丸破船一件付箱館御日記控

文政未十月十三日

為吉丸破船一件付箱館御日記控〔一〇〕

◎半丁白紙〔一ウ〕

一、為吉丸一件二付御城下沖ノ口御役所江御用状ニて為吉丸船頭小作、外牽立者壱人、和賀屋宇右衛門江御用状、外長七悴兵吉尋之儀有是候間、早々松前表江罷登可申者也、右之趣十月十一日之御用状、十三日八ツ時和賀屋へ右御用状被仰付候、十四日ニ出立之処仕舞旁ニ付十四日逗留、十五日箱館、四ツ時頃〔二オ〕出立、宇右衛門煩ニ付代清兵衛殿、為吉丸船頭小作殿、外二船ノ親父壱人、知工壱人、都合三人、私シ壱人馬ニて其日戸別、七ツ半しき〔二過〕泊り、七ツ時方少々雨天ニて泊り、其夜大雨ニ相成候て、十六日朝少々はれ候て出立、九ツ半時又々大雨ニ相成、知り内江七ツ半しき〔二過〕泊り、十七日雨はれ出立、一ノ渡り江七ツ半時ニ泊り、〔二ウ〕十八日天気ニて同所出立、吉岡ニて泊り、七ツ半時也、十九日天気、同所出立、九ツ半時ニ当所着仕、沖ノ口御役所江和賀屋清兵衛殿同道ニ而御用状差上、藤田様江御届申上候、藤田様御用有是候得者よびいたし候、先休息可致与被仰、御役所方引取申候、

一、同廿日御役所方八ツ時頃御人被遣候て〔三オ〕御用有是、親類同道ニて被仰付、親類之宇右衛門煩ニ付、〔一〕〔翻刻者註：畑屋直右衛門の印号〕ノ嘉兵衛殿宇右衛門代ニ相頼同道ニて、沖ノ口御役所江參候、沖ノ口御吟味場ニ而氏家唯右衛門様、谷梯九十九様、藤田様、名主此右衛門様、〔二〕〔小カ〕田様、氏家様御札之儀者、兵吉其元箱館方親長七方江書状遣し候而、箱館御役所ニて不存趣答差上候な、右答書御よみ被下置、外ニ手元箱館〔三ウ〕ニて御札之節相認メ書状茂有是、答書ニ此度御城下方参り書状文面無覚御座与答書差上候儀者如何致候儀、其元方親

江遣し書状本紙方用向斗りこつニて写取、本紙相返し候、写覚無御座与箱館之御役所江差上候書状者本紙哉、此写状者本紙哉与御札、箱館ニて御役所江〔四オ〕差上候書状之義あら心覚之処斗り書出し差上候与申上候、氏家様箱館ニて御役所江差上候書状本紙哉、私箱館御役所江差上候書状之儀者、宿和賀屋ニて親江遣し書状不残覚もあるまへけれども、心覚之処斗り書認メ、御役所江差上可申様被申候二付、相認メ差上奉候与申上候、〔四ウ〕

氏家様其元親江遣し書状先日鍋屋重兵衛殿罷越ニ付委細奉申上候与有是与御よみ被下置、重兵衛儀便り之砌斗り為吉丸破船之儀申遣候かと存、壱封ならてハ親江遣候与相心得、依而箱館ニて御答奉申上候、氏家様ノ御札親江遣し書状者本とカ、箱館ニて御役所へ差上候書状者本とカ、書状〔五オ〕式通有是候間、どれ者本と成与御札、一向相分り不申、是追吟味致けれ与其元のよふ二分らぬ者者無之候、今ばんとくと勘弁之致手まへの事なし、人の事て其元者尋る心〔五ウ〕呈ニて、むねへ手をあてとく等勘弁いたし候て答いたせ〔五ウ〕与被仰、引取申候、内江かへり願書ニて差上可申積ニて願書相認ニ付、もうこん出来不申候、廿一日茂廿二日とも願書茂御答茂不差上、段々様子承り候処、宮嶋ニて願書差上候様承り、依而差扣候処、若差上候而者差合ニ相成可申哉与相心差扣申候、廿三日親類同道御用九ツ時名主様とも沖ノ口御役所江罷出り候処、氏家様、蛸崎様、藤田様、外御壱人〔六オ〕此右衛門様、宇右衛門代嘉兵衛殿、御吟味場ニて氏家様、其元はさゝしゆう為吉丸破船何れ方承りあり手ニ申上様、私ホロイツミ登大坂幾蔵与申者より承り、与申上候、氏家様船名何与申与御札、私船名者存不申与申上、其方ハ箱館御役所江差上候書状者あら〔六ウ〕書認メ答致候書状ニて候な被仰候、私あら〔六ウ〕ニて御答奉申上恐入奉存候、右書状之義ハ和賀屋ニて親江遣し、書状不残不存候ても心覚之処書認可申候与被申候付、あら〔六ウ〕ニ而御答、此度書状段々相調子候処者相違無御座与申上候、氏家様ホロイツミ者ヒロウ江何程有是処与御札ニ御座候〔七オ〕〔小カ〕御札ニ付、私ヒロウ方隣場所ニ御座候与申上候、氏家様幾蔵者如何致候てをほへて与御札、私若シヤマニ江参り飛脚之者ニても咄し合ニ同人承り候哉与申上、氏家様夷人之義

ハ与御札、和賀屋之店にて船中を承り、其節居合市五郎与申者ニ承候処、同人相分不申候与申□□申上候ま、□□にて御座候ま、申上候、氏家様(7)親子之間故もふしつかわしてあるふ等被仰、相分り候、印形申付よびいたし引取可申候与被仰、引取申候、

廿五日四ツ時兵吉吉吉人御用与被仰付、早速沖ノ口御役所江罷上り、中ノ口ノ間にて藤田様被仰候二者、其元此間御札之節申上候通り(8)大坂幾藏船を夷人貸不申候儀承り候な与御尋、私大坂幾藏船者ホロイツミ江下り候船にて御座候得者船茂見かげつ、且梶をねらし、柱を切捨のミノ便り承り候申上候、藤田様それなれ者そんなら先便力与被仰、私左よふにこさりまし与申上候、藤田様そんなら幾藏船を不承りな(8)与被仰、私左よふて御座りまし与申上候、藤田様被仰候二者、御奉行様御止書ニ幾藏与有是候、そんなら市五郎なきゑた等申事か与被仰、私和賀屋二店にて何れ之船中ニ御座候哉、咄合にて其節手代市五郎与申者居合候ニ付相尋申候処、市五郎不存与申事ニ御座候(9)与申上候、藤田様被仰二者、船中ならハ宇左衛門手船清竜丸九日之日ニ登り候船ニ御座候間、右船之水主であるふ与御尋、私其節外船茂相登り申候間、何れ之船哉相分り不申候与申上、藤田様清竜丸ならて登り候船者無是候間、右船ノ水主であるうなと御尋御座候(9)と、私臆与相分り不申候与申上候、勘弁之いたして申上候様被仰帰り申候、

同日八ツ半時、私罷上り候処、問屋手代衆罷出候場江罷上候処、藤田様御下り候て如何いたし候与被仰、私船中之者何れ之者にて御座候哉相分り不申候与申上候、藤田様被仰候二者、是者内々ニ而御座候、大坂幾藏船二いたし候て(10)如何与被仰候、私たまつて居候、藤田様幾藏船二いたし候ならば若また明春同船相下りめうやくニ茂相成可申哉与其元者心得てあるう、此方幾藏二いたせと者もうさぬ被仰候、私幾藏船之義ハホロイツミ江相下り候船にて御座候得者申上兼与申上候、藤田様そんならば清(10)竜丸ならて登り不申候間、清竜丸之船中にてあるうな、相違あるまへと被仰、私清竜丸外ニ幸竜丸等申船茂罷登り、其外船式艘も相登船有是、何れ之水主ニ御座候哉相分不申候

与申上候処、藤田様其元一向相分り不申候候与被仰候ニ付、私勘弁いたして可奉申上与引取申候、然処(11)藤田様明日早く何れ之船ノ水主与半紙成とも書印可被遣趣被仰候、私引取帰り候、

同廿六日あさ五ツ半時頃、兵吉吉吉人御用与被仰付、昨日之間ニ罷上り候処、藤田様相分り候哉と被仰、私只今御宅江罷上り候積りにて道々参り候処、内を御用与態人参り、直様罷上り申候、(11)咄合致者相分り不申候与申上、藤田様相分り不申候哉、相分り不申候ハ、もう一度御吟味可致旨被仰候、私引取申候、

同日四ツ半時、親類同道にて御用名主此右衛門様、沖ノ口御吟味場にて氏家様、(12)谷、梯梯様、藤田様外御吉人、(12)氏家様被仰候義ハ、其元先日申上候義ハ大坂幾藏船不承り候趣申達、今日相違之趣、先日申上候儀者(13)あり、私幾藏船之儀者梶をねらし柱切捨之便り斗り承り候与申上、氏家様、兵吉其元者年何才成与御札、私廿七才与申上、氏家様御筆にて御書止、幾藏船(12)者梶をねらして柱を切捨、然者今日申上候儀者本とな、夷人貸不申与儀いつれ之者承り、何れ之船中ニ御座候哉、和賀屋店にて私承り候、其節手代市五郎与申者居合、右船中何れ之者与相尋候処、不存与申候ニ(14)候与申上候(見せ消ち「与申上候」の左に「宇左衛門参り店衆江咄合之処一札参り候与申上候、」)氏家様(13)船中之者なんと申与御札ニ付、私店ニ参り為吉丸沖二居、岡へ引よせた(14)たて此節漁事時ニ御座候へ者夷人ともてかしましたまへと咄合申上、氏家様、宇左衛門なんと申与御札、宇左衛門義者私兄留守、此節漁時成、何角行届(15)ましたまへと之咄合与申上候、

氏家様咄合、船中からの船哉相分不申哉、私相分りません与申上候、氏家様それなれ者親江こしらへ之書状を遣し候な与、私全左よふて者無是与(16)申上、氏家様其元の(14)書状相違いたしてある与被仰、先日申候与相違いたし、其元者きやうこんを申、親類之者茂此上いかよふの御咄の預り候而茂一語之申上様あるまへと氏家様被仰候、印形申付之節よびいたし其節引とるよふ(14)与被仰候、其日此右衛門様只今之御しかり相分不申

間、いか程ニ御糺候ても咄合ニ船中者相分り不申候、先日ち申上候通り相かわり無是候間、先日之御止書者間違ニ相成候間、今忝度御尋預り候て茂咄合之〔15オ〕船中相分り不申候、此衛門様直々氏家様迄御出之由、しばらくあつて御出、私シ始親類嘉兵衛殿も居り候て、此右衛門様御帰り道々ニて此衛門様之御咄合ニ者大坂幾蔵ニいたし候てもよかべ、今をり不申船〔16ウ〕ニ御座候与被仰候、私述而茂其儀者相成不申候与申上候、〔記号□〕此右衛門様相談之後、早々町御役所迄可参られ与申事ニ御座候、私茂町下代衆へ茂相談仕与申事ニ御座候、私嘉兵衛殿も罷帰り、とく等談仕候、願書ニても差上候積りニて内談仕居り候、氏家様此衛門様ニ被仰候義ハ〔16オ〕三度吟味仕、此後相糺義無是候、願之筋なれ者もう一度相尋可申候与氏家様被仰候、此衛門様承り申候、親類之者相談、願書ニて差上可申候積り相談□居り申候、

廿七日御用無御座候、〔16ウ〕

廿八日同断、

廿九日あさ下書相認、内談仕候て、此右衛門様江御目ニかけ、其夜相認、十一月朔日あさニ町御役所へ持参候て此衛門様ニ御目ニかけ、又々悪しキ処有是候て書直し、此衛門様其元茂同道ニて沖ノ口御役所へ参り可申様被仰、此衛門様斗り願書御取次ニて御出被遊、私御勝手ニ居り候、藤田様願書御披見ニて乍恐以書付申上候与願書相印候処、奉願上候与相印様藤田様之被仰、猶亦願書之内双方御糺之上御憐愍之御沙汰被下置度奉願上候と有之者、藤田様双方与御糺与有之候カ、箱館〔17ウ〕之者よび出して御吟味被下候与之願書か与被仰、此右衛門様右願書御勝手へ御持参、右之処御談被下、私左よふなら者双方難渋ニ相成不申様書直して差上候哉与申上候処、此衛門様左よふいたせ与有之、内ニ参り書直して願書此衛門様御印茂印差上申候処、〔18オ〕藤田様御取次被下、九ツ半時御用親類者同道之印形持参ニて与被仰付、忝先相帰り申候、同八ツ時親類嘉兵衛殿相願、同道之ニて此衛門様茂罷上り、刻日船中沓流和賀屋清兵衛殿宮嶋罷上り、五兵衛よび出し無不残相詰候処江〔18ウ〕願書此右衛門様先下ケ而等被仰、願書下り候、

同日八ツ時半宮しま布右衛門并和賀屋清兵衛、小作、外水主三人、兵吉親類宇右衛門代嘉兵衛、名主此右衛門様不残印形持参、御用〔19オ〕御吟味場ニて氏家様、谷梯様、藤田様、外御寺人船中之故障書御よみ上被下置、不残印形被仰付、藤田様御取次ニて印形相済候、其後私之口書御よみ上被下置、藤田様御取次ニて印形親類七左衛門、〔19ウ〕名主此右衛門様印形、私之印形、氏家様被仰付候儀者、船頭始メ水主之者とも寒中ニも相成候ニ付、出立致度旨願出候得とも口書印形相済不申候ニ付不相成様、依而印形相済候後追而下知次第出立可致候与被仰付、皆々相帰引取申候、直様〔20オ〕此右衛門様御願口書写、何卒御願被下置度沖ノ口へ願上候処、今取込ニて埒明不申候様被仰、引取申候、

十一月朔日八半時

嘉兵衛
清兵衛
兵吉〔20ウ〕

- ◎半丁白紙〔21オ〕
- ◎半丁白紙〔22ウ〕
- ◎半丁白紙〔22オ〕
- ◎半丁白紙〔22ウ〕
- ◎半丁白紙〔23オ〕
- ◎半丁白紙〔23ウ〕

[D35] 願答書

願答書(一〇)

◎半丁白紙(一ウ)

乍恐以書附奉申上候

一、越後宮川^{〔一〕}佐平治より願書奉差上候ニ付、網代殘金返済方被^{〔二〕}仰付奉恐入候、右殘金之儀ニ付、去十月廿四日町御年寄様方御揃之上ニ而、佐平治、私^{〔三〕}亦^{〔四〕}兩人江御糺之節委細奉申上候通、願書之^{〔五〕}一分面間違ニ御座候段其節掛合仕候間、御分可被遊与奉存候、其上答書茂差上候処、佐平治亦候書面ニ而種々間違斗り申上候ニ付固入^{〔六〕}奉存候、然^{〔七〕}御上様江御苦勞筋相掛候茂恐入奉存候ニ付、名主長三郎様其外書面之六人之衆中御取扱被下、難^{〔八〕}渋之私ニ御座候得共、出雲崎御代官様御手次様より之御状与^{〔九〕}御座候得^{〔一〇〕}、御太切与奉存候ニ付、此節^{〔一一〕}老金之心当茂無御座候得共、御取扱衆中之御世話ニ而当金三拾兩相渡、殘金之儀者拾ヶ年賦^{〔一二〕}ニ仕度段^{〔一三〕}佐平治ニ相頼候得共、不承知^{〔一四〕}之趣ニ付誠固入奉存候、全之処返済方同人者勿論諸方共返済相成不申候儀者同人茂承知ニ御座候、其訊前書ニ茂奉申上候通ニ御座候、此儀御賢察被下置度奉願上候、佐平治より以書附奉申上候書面之内、^{〔一五〕}去月十九日以書附御訴訟奉申上候枝ヶ崎町竹屋長七江網代金取替有是、去々午年十月請取可申^{〔一六〕}、同人義被是間違之筋ニ付、返金調達相成兼候趣、同人宿^{〔一七〕}阿部屋茂兵衛俱ニ頼合ニ而、無余儀翌未年五月アツケシ出産物^{〔一八〕}粕類積取船差向請取候積、儀定証文請取之、猶亦町年寄張江甚兵衛殿奥印ニ而手堅取究、約定之通翌年雇船^{〔一九〕}幸吉丸六之助乘差向候^{〔二〇〕}、儀定之趣致違^{〔二一〕}、別段敷金三百兩指出不

申候得者、積船難差下シ旨彼是異論申出等、

此儀証文ニ五月幸吉丸アツケシ江^{〔二二〕}相下し可申約定ニ者無御座候、三月^{〔二三〕}事ニ附網類同船積下り、右網類積附ニ而御場所江相下り候上ニ而、荷物相渡可申約定ニ者相違無御座候、^{〔二四〕}張江甚兵衛様奥印与御座候得共、私^{〔二五〕}差出シ証文、去十月奉差上候証文写書之通相違無御座候、別段敷金三百兩与申儀者、去十月私^{〔二六〕}以答書^{〔二七〕}奉申上候通始末ニ御座候、此度者願書も相違之儀ニ御座候、書面之度事ニ事替候ニ付誠当惑仕候、猶亦佐平治江網注文仕候儀者私より頼合不申候^{〔二八〕}諸方之^{〔二九〕}網師より注文方頼合有是候所網類注文仕候儀委細承知ニ而^{〔三〇〕}張江甚兵衛様佐平治より被頼候ニ付無余儀同人江注文仕候、勿論^{〔三一〕}佐平治相成之取仕候身柄之者故同人江^{〔三二〕}注文相任候ハ、^{〔三三〕}差支之節者三百兩哉五百兩之金子茂取替呉候由ニ而私^{〔三四〕}為ニ甚兵衛様被^{〔三五〕}仰下、依之同人江網類一手ニ注文相任申候、然所^{〔三六〕}正金杯害金茂取替呉不申、外網師江注文仕候得者三月四月迄之内ニ相下し、代金之儀者秋中帰国之節其年之相庭より直段^{〔三七〕}引下ケニ而相渡申約定ニ御座候、其上年延ニ茂相成候而茂利足与申儀者無御座候、別而外店前ニ而茂年々注文仕候得共差操之悪しき年者延金^{〔三八〕}相頼候而茂利足与申儀者請取不申候由承知仕候、右網師之儀者宮川^{〔三九〕}佐平治同所之^{〔四〇〕}御座候、其外^{〔四一〕}御当地江五拾人余も相下候得共、願ヶ間鋪儀仕候者茂^{〔四二〕}無御座候承知仕候、乍恐此段御賢察被下置度奉願上候、

一、去巳年相下り候網代金三百式拾兩式分ト永式百拾壹文三分、右代金之処江佐平治より直談^{〔四三〕}相頼候儀者、手船幸吉丸アツケシ江荷物積取ニ差下し申度頼ニ付、其節甚兵衛様も御同様被^{〔四四〕}仰候ニ付、同船差下し候儀其節約定仕候ニ者相違無御座候、依之同船荷物^{〔四五〕}積入丈ヶ相残し置、六月三日迄待請候得とも、同船儀一向様子茂相分不申候、然^{〔四六〕}外方^{〔四七〕}荷物積取ニ差下し申度段同艘頼合有是候ニ付、右之段甚兵衛様江相談仕候^{〔四八〕}、

幸吉丸急渡相下り可申候、猶亦佐平治直談ニ相頼候得者間違申間敷候、始メ而同船約定之処外船差下し候而者不実者と可申候、左候得者其方之為ニ茂相成申間鋪与(11ウ)被 仰下候故日々相待候処、漸々六月中旬相下り申候ニ付、翌日甚兵衛様江私シ参り候而、幸吉丸弥以アツケシ江相下り可申哉与申上候処、船頭六之助先刻此方江参り候而相下り可申与(12ウ)承知いたし、難有与申帰り候、其節大俵之塩五百俵同船積下り候間、右塩積付ニ而御場所江差下し可申約定迄仕候、依之前書両艘之船々破談仕候而、幸吉丸差下シ(12ウ)筈ニ仕候而、蝦夷人介抱之品并御役人様方之御入用之品等手配仕、漸々品々相揃候ニ付積入之催促いたし候処、何時出帆仕候哉幸吉丸者潤ニ者居不申候、誠ニ其節之(13ウ)手違当惑仕候、依之甚兵衛様江掛合仕候へ共、同船者致出帆候得者、無抛箱館迄以飛脚雇船頼ニ差遣し候得共、是而已無御座候ニ付、無抛子モロ御場所江秋味下り之船々江御当所(13ウ)小廻船ニ而運賃相掛積送申候程之手違難渡仕、誠諸品相下り不申候節者、蝦夷人介抱御役人様方猶亦御通行之差支ニ相成候時者、御場所御引上ニ茂(14ウ)相成程之手違ニ相成可申候、其上荷物茂積取不申候得者損分捨り茂不少、右前段之趣兼而佐平治江一応挨拶いたし候得者、同人承知ニ御座候、猶亦午年(14ウ)六月茂前書之通之手違ニ相成申候、其節此儀茂佐平治居合セ候而、茂兵衛手代重藏与申者佐平治(15ウ)使ニ申参り候ニ者、手船幸吉丸アツケシ江荷物積取ニ差下し(15ウ)申度与被申候ニ付、去年茂致約定候而難渡相掛、亦候間違有是候而者御太切ニ御座候間、得与佐平治江相談之上与申歸し候、然処亦候重藏参り候而、此度者同人より(15ウ)申遣し候得者間違之儀無御座候、尤積入品者ニ印粕斗りニ而、直段者大津屋武左衛門致買附、直段通ニ仕度旨申候得共、不残ニ印粕斗者約定いたし兼候間、半分通ニ印粕、(16ウ)半分通者外品ニ而積渡し可申候、尤外品者帆用ニ而上着之上立相庭より五分直安ニ而相渡し可申与儀定仕候、其節重藏忝与申帰り候、翌日同人参候而、茂兵衛手船(16ウ)虎逸丸何品ニ而茂不苦候間、帆用ニ差下し申度頼ニ御座候、然者昆布者同船積入丈有是申候間差下し可申与右両艘共

約定仕候而、同人相降り候処、其後同人(17ウ)亦々参り候而、虎逸丸儀者約定仕候得共、米屋孫兵衛方(17ウ)何分クスリ御場所江差下し申度与主人迄孫兵衛頼ニ参り候而、アツケシ斗両艘世話いたし、同宿ニ而孫兵衛方江(17ウ)世話茂不申与恨請候間、何分同船孫兵衛方江相譲呉候与達々頼ニ付、無抛虎逸丸之儀者重藏ニ相任申候、然処同船茂下り荷物積入相済致出帆候所、重藏参り候而(18ウ)幸吉丸船頭六之助申候ニ者、東蝦夷地不案内ニ付、下り兼申候与而破談之趣申参り、誠当惑仕候、両艘取組候処虎逸丸米屋孫兵衛方江相譲り、今日致出帆候而、只今(18ウ)破談与申候而者去年中之通り下し物ニ当惑仕候間、何分約定通差下し候様御掛合可被成与申遣し候処、私方江何之挨拶茂無是勝手之御場所江相下り申候間、其後重藏江(19ウ)兩年之手違難渡相掛候間、網代金之儀者相渡し不申候、夫共右代金請取申度候ハ、佐平治より人喜人差遣し、於御場所借用金丈之荷物相渡し可申候与(19ウ)申遣し候、其節中嶋屋庄右衛門於宅重藏種々佐平治江掛合候儀者、其節居合之者とも同人無理与申儀承知ニ御座候、此儀茂去十月廿四日御札之節右之通奉申上候、(20ウ)元来巳午年幸吉丸網代金江アツケシ御場所江相下り可申約定ニ相違無御座候得共、同船六月相下り候得者、網代金之儀者外網師振合之通ニ相成候得者三割引ニ茂(20ウ)相成可申候、右訳之儀者前書奉申上候通三月四月相下し、網代金秋中帰国之節式割引方有之候儀者兼而同人承知ニ御座候、然処六月立船仕候上者三割引方(21ウ)可有是候儀者佐平治船頭右之儀心附候ニ付、出帆之節挨拶茂無之致破談、私江難渡相掛、其上不法之申分誠固入奉存候、乍恐此段御賢察被下置度奉願上候、(21ウ)

一、佐平治より奉申上候書面之内、阿部屋茂兵衛手船虎逸丸差下し、積り同人方ニ而致約定置候処、破談ニ相成候由ニ而、私方江相談相成候得共、船頭并船中之者アツケシ荷物有合無数(22ウ)之由承り、何分得心無之、不得止事延引仕候与偽り申上候、

此儀前書奉申上候通始末ニ御座候、全佐平治より申上候儀者間違ニ御座候、(22ウ)左程荷物無数之趣船頭并船中之者迄申候ハ、一応私江引合

申候而、右荷物無之時者、宜船運賃、網代金共無間違相渡し候様ニ与引合(23オ)可申候、其儀茂無之、重蔵申参候二者、船頭東蝦夷地不案内ニ付不承知之趣与申参候、然者私より水先案内之者差遣し可申与申遣候へ共、(23ウ)其後返事茂無御座、乍恐此段御賢察被下置度奉願上候、

一、佐平治より奉申上候書面之内、当春私登り之節込茂宿々并懇意之者数度取扱仕候得とも(24オ)去々年注文之網類下し方延着之述懐而已之挨拶ニ而相渡し不申、亦候当夏込延金之儀無際限頼合不得止事、任其意取延遂可申積得心仕、証文差出し候様申遣し候処、右頼合口上斗ニ而延金約定之(24ウ)証文差出し不申候与

此儀前段「右傍挿入「以答書」」奉申上候通「右傍挿入「之始末ニ可仕候得共又候申上候」」已年兩年之手違難洩其上去々年三月手船幸吉丸ニ而網類差下し、右網積附ニ而アツケシ江相下り可申約定之処、同船上方筋(25オ)米相庭引上候ニ付右見込勝手ニ付相登候而網類之儀茂相下し不申候、未年之儀者鱒漁年ニ御座候ニ付近年之損分取戻し仕、諸方之借財方茂返金仕度与皆々相励居候処、右網(25ウ)相下り不申候ニ付、御場所之者共心配仕、誠ニ手違申斗茂無御座候、依之無拠配繩、酒田繩ニ而網仕立候程之難洩相掛、既ニ鱒漁事斗茂式千石目余之間違ニ相成申候儀者一同承知御座候、依之(26オ)幸吉丸之儀茂佐平治相下り候上ニ而御場所江差下し可申答之処、中嶋屋庄右衛門、番頭阿部屋兵衛、大津屋重兵衛右三人、佐平治相下り候ハ、貴殿之難洩ニ相成不申候様ニ取斗江可申候趣ニ付、全之処者敷金(26ウ)請取不申候間、網類注文通相仕立不申、少々斗り積下り候分江差表右馬附ニ而取寄セ候而可申茂偽り船頭六之助アツケシ江兩年相下り可申儀茂偽り申候間、右之証証文被遣候者鋪金(27オ)請取不申候与色々掛合仕候得とも、商売人者証文等差出し候而者海上茂案事可申候間、前書之五拾両之儀者大津屋重兵衛より証拠金被遣候、然処佐平治相下り候而「右傍挿入「手船も差

下候得者一礼ニも可参、又ハ網間違之儀ニ申訳可仕与待受候処」例年之通諸方(27ウ)引合之方江届ニ参り候得共、私方江参り不申候間、忝通不相成儀与相心得居り申候、依之重兵衛、善吉、茂兵衛一応引合申候得共、其後返事茂無之候処、去々十月十日差引残金式百五拾七両ト(28オ)永六拾六文壹分差引書被遣候、翌十一日同人江引合仕候、網間違之儀茂存不申、其上海上ならハ何与知ると申募相帰り候、去正月同人より証文下書被遣候二者、金式百七拾九両也与(28ウ)正金貸之証文

ニ而甚兵衛様之奥印有是候下書被遣候、然者佐平治義已年兩年之難洩相掛、其上網類相下し不申、三ヶ年之損分千三百両余之間違之処同人少茂勘弁茂(29オ)無之、右間違之処存知不申与斗り申募候ニ付、何共心外ニ奉存候、全私取捨候儀者毛頭無御座候、網間違ニ付漁事手違之儀者委細大黒屋茂右衛門宿越前之大隈丸幸四郎并船中供存居申候、(29ウ)其外庄内加茂延寿丸船頭元右衛門并船中供六月下旬登り之節網相下り不申候ニ付御場所表之漁事手違之趣書状ニ而茂申参り候間、其節前書三人之衆中并問屋中江茂見セ申候、(30オ)誠ニ手違難洩之儀者一同承知ニ御座候、然所佐平治者人ニ限私難洩茂不弁、難題而已被申掛候間、同人差図之下書之通証文差遣可申候間、私シ三ヶ年之損分間違之証文茂(30ウ)可被遣候与申遣し候、然処右返事茂無之、其後同人何時致出帆候哉存知不申候、私不法申募候ハ、御当所ニ而茂忝通願書差上御吟味ニ茂預り、其上ニ而相分兼候ハ、御代官様(マ)之(31オ)御添翰之持参被成候とも不苦候得共、佐平治一分之勝手而已取捨江再応之願書間違斗申上、誠固入奉存候、去々年中願出候得者証拠有之候故、依之御当所ニ而願書差上不申候儀者(31ウ)心違与奉存候、佐平治斗之網代金斗ニ者無御座候、外網師供より茂借用茂有是候得共、利足者勿論元金茂私難洩之儀承知ニ付以成立を請取可申答、其外正金借等有之候得とも(32オ)皆々前書之通致承知呉候、格別忍金ニ而茂私難洩承知ニ而右之証柄ニ御座候処、佐平治ニ限り私身代ニ相抱り難洩相掛、勿論商売茂此節

無御座候程之儀茂同人承知二而(32ウ)御上様江御苦勞筋相掛候与者心
違二御座候、乍恐此段御賢察被下置度奉願上候、

一、佐平治より奉申上候書面之内、長七ウ奉申上候書附表二、越後宮川佐平治より
網代金借用(33オ)有之候得共、出雲崎佐平治より借請候覚無是趣申出候、

此儀兼而承り候出雲崎尾瀬町関東屋弥兵衛与申者問屋二御座候、右之
仁江貸方有之、右為引当与(33ウ)家屋鋪問屋株金子返済込引請候儀承
知仕候、然処御料之御百性与申。此度之願書間違之分面、其上難題申掛

候儀相分り候節者佐平治迷惑二茂相成可申与(34オ)奉存候、此儀御太切
与相心得、出雲崎佐平治より網代借用覚無之与奉申上候得共、定メ而越
後宮川之佐平治等掛合可申与奉存候、

一、佐平治より奉申上候書面之内、佐平太与改名仕、(34ウ)御当所二而去未年九月
十七日以書附を御届ケ奉申上候与御座候、

此儀去九月佐平太与改名之届書差出し候ハ、取引方江茂相届ケ可申
候、勿論出雲崎御百性佐平治与申(35オ)程之儀二御座候ハ、猶亦私共

江相届ケ可申候、兩名前之儀有之候而、去々十月差引書名面并去正月
被遣候 町年寄様之奥印附之証文下書二茂是迄之坪田佐平治与御座候

得者、旧来之通(35ウ)宮川之佐平治与相心得(佐平太与申儀者少茂存知不申
候、左程御太切成御添翰迄持参有是候程之儀二御座候ハ、一応之挨

拶茂可申処、前書申上候通、私江莫太之損分相掛候二付、(36オ)於
御当所願書差出掛合相成候節者、慥成証拠而已二御座候故、損分之金

高弁金二茂相成可申哉与同人相心得、願書差出申、私江茂挨拶茂無
之、猶亦未年十二月晦日(36ウ)之夜七ツ時、表之戸打割候而高声二而

呼掛候二付、何事与存、私シ戸明候処佐平治二御座候、前段一応引合茂
無之、不法之申方二付、誠ニ残念ニ奉存候間、其節世話人茂有之、証

人も有是、(37オ)御上様茂有之候間、願出可申与申遣し候、私茂莫太
之損分被相掛、其上不法之申方申募り候二付、願書奉差上度存念ニ茂

有是奉存候得共、御上様江 奉恐入候二付、佐平治より(37ウ)願出候儀

待請候得共、無其儀茂何時致出帆候哉存知不申候処、此度之願書之趣
両度共間違之儀二御座候間、御札之上以上奉申上度奉願上候、

一、佐平治より奉申上候書面之内、御私領之百性与(38オ)見掠、右様御訴訟奉申
上候趣申事二御座候、佐平治江取引向二而金談差戻、出雲崎江同苗取建候儀
者諸人見聞之通聊相違無御座候与

此儀前書二茂(38ウ)而兩名等申儀茂(38ウ)御私領之百性与見掠与申儀
茂、去未九月十七日佐平太与改名仕儀儀相届候与申事二御座候得共、私

義者一向前書之通存知不申候、去申酉年相下し候諸方より注文送り状
見請候処、(39オ)坪田佐平治越後宮川与申候印形附二御座候、其上文面

二者海上之儀者御法可為者也与御座候得者、越後於宮川二茂定メ而御
役所江相届積入可申与奉存候、勿論御当地(39ウ)沖ノ口御役所江茂越

後宮川之佐平治与相届ケ可有之与奉存候、然処佐平太与承り候佐平治義者
出雲崎御百性与御座候、又者宮川之百性佐平治共御座候、然者私より(39ウ)見

兩名与申上候得共、(40オ)只今者三名前二御座候、御料之御百性与申
候得者、何程損分難渡相掛(右傍挿入「偽り申」)候而茂不苦候哉、

(右傍挿入「依之見掠与申上候」)御料之以御威勢偽りを申立、残
金請取可申為二取捨候与承知仕候、佐平治儀茂先年(40ウ)長々網類注

文方私シ世話仕候訳柄二而、近年之注文之儀茂同人より頼ニ付相任候得
者、厚縁之実意を以相談仕候得者、私儀茂何程損分有之候とも同人より

年割二而返済(41オ)可致趣熟談仕呉候得者、損分相掛候儀者無御座候
得共、何分取調申事相叶江不申候、誠ニ固入奉存候、被為有御存知候

通難渡二付、乍恐 御上様 従上納金之内(41ウ)金百八拾両御慈悲被
下置候儀者佐平治茂承知二御座候間、乍恐此段御賢察被下置度奉願上

候、

一、佐平治より奉申上候書面之内、注文之網下着(42オ)迷惑之儀者海上之事故、
風順次第二而私力ニ及不申候、国元四月中旬二積出し候得共所々滞留有

之、其上五月下旬二漸々江差表江落船長々風待二而延日二相成候儀、長七

壹人之注文而已ニ無御座、外店之網類茂積入、右之〔42ウ〕仕合ニ御座候、其節私手代居合大きに心配仕、両度迄飛脚差立候、既ニ江差表より陸通之手配等仕候処、漸々風順ニ相成、御当所江相廻し候処、最早其節長七方ニ而網入用無之旨申事ニ而、注文之網被致返替、無〔43オ〕是悲相渡不申候、去秋迄困ニ相成、於私ニ甚難渡仕候処、漁事有無之事迄私准准ひ等

此儀在平治手船幸吉丸網類注文之分積入、三月相下り可申〔43ウ〕約定、右網積附ニ而御場所江相下り可申儀定ニ御座候、然処前書之通任勝手ニ差下し不申候、網積下り候船之儀者、五月下旬江差表ニ落船与申事故、私より人を遣し、馬附ニ而〔44オ〕取寄セ申度、其上駄賃銭式拾箇拾疋之賃銭ニ六貫文私より差出筈ニ而相談仕候、其節茂兵衛店ニ而越後新潟高橋之船頭其外船頭四五人茂居合、右之趣宜敷可有之与添心ニ付、〔44ウ〕私より人を壹人差遣し筈之処、佐平治支配人幸吉并六之助兩人ニ而申候ニ者、私共早飛脚ニ而取寄相渡可申与被申候間、幸宿塩越屋庄兵衛斷之船塩越之三五衛門船与申船アツケシ江出帆之処〔45オ〕為差扣置候而、六月朔日より十日迄相待候得共、一向返事茂無之候ニ付、亦々催促仕候処承知之趣ニ而、廿日迄待請候得共參り不申候、依之幸吉与申仁江掛合之上、注文之網不残相下候ハ、〔45ウ〕送り状可有之候、見請申度与申候所、送り状者無御座候与申候、然者手控之帳面ニ茂可有是候与申候処、右帳面茂無之与申候、左候得者支配人与被申、商売第一之漁具覚無之候与者、〔46オ〕如何之儀ニ御座候哉掛合仕候処、翌日前書之世話人三人之衆中參り、注文之書附者極月參り候ニ付、皆々仕立不申与申事ニ候、然者注文書之儀者佐平治より明年鱒漁〔46ウ〕年ニ付、此度之船江申遣し度与十月廿日ニ同人江相渡候、則注文帳面見セ申候処、十月廿日ニ相渡相違無御座候ニ付、皆々衆中度々之間違ニ而、面目茂無之与相帰り候、又候幸吉与申仁江鱒網之〔47オ〕儀者入用無之候間、此節入用之チカ網千式百間取寄セ申度与申候所、右網之儀者皆無拵江不申与申事ニ御座候、然者鱒漁事間違、其上小鱒漁迄茂間違ニ相成、誠ニ

当惑〔47ウ〕申斗茂無御座候、然処去秋迄〔右傍挿入「右網」〕困置、難渡杯与申儀者不埒之儀ニ御座候、其上海上之事故、風順次第ニ而私力ニ及不申与申儀者、私之漁事茂海上ニ御座候、如何様之品〔48オ〕有之候とも、網無是候得者荷物取揚候事相叶江不申候、其上外店前之網茂延着之儀申候得とも、此儀者同人斗ニ注文不仕候得とも、格別差支与申儀茂無之候、然共〔48ウ〕佐平治同所之網師之者者、手船茂有之候得共、延引ニ相成候而者商売之間掛ニ相成候得者、太切与相心得、運賃ニ而三月中外店前之注文之儀者御当地江相下り申候、此儀者〔49オ〕中嶋屋庄右衛門宿船ニ而佐平治承知ニ御座候、私義茂外網師江者網類志箇茂注文不仕候而、佐平治より頼合之通一手ニ注文仕候得者、不殘間違ニ付、不少損分別紙之通ニ御座候、〔49ウ〕然処佐平治より奉申上候書面ニ者、江差表迄両度以飛脚陸通仕送り之手配迄いたし候処、順風ニ相成当着之趣書面ニ御座候得とも、江差表より二日ニ而可參処、
三十日待受候而
三十日茂口口口口〔50オ〕アツケシ御場所江相下シ、船差留置候而茂相送り不申候間、早速当着之趣申立候儀者偽りニ御座候口、乍恐此段御賢察被下置度奉願上候、

一、佐平治より両度之願書間違難渡斗り〔50ウ〕被申掛、誠ニ当惑仕候、外網師之儀者其年ニ応し代金返済之節者、網類格別之利潤有是候品ニ付、式割茂致引方、亦者年延ニ而茂割引方、又者三ヶ年延ニ相成候而茂利足与申儀者無御座候、〔51オ〕然処佐平治ニ限り巳午兩年以荷物相渡可申約定仕候得共、同人勝手ニ付請取不申候而利足を取、其上殘金迄利足相掛、致悲道之方猶亦不少損分被相掛、是迄難渡之儀者委細同人承知ニ御座候而〔51ウ〕少茂不弁、其儀茂誠ニ心外之儀ニ御座候得共、御上様江御苦勞筋相掛候茂恐人奉存候、猶亦御利害被仰下候ニ付当金三拾兩、殘金之儀者拾ヶ年賦ニ而仕度段去年中奉申上候得共、此度当金四拾兩相渡、〔52オ〕殘金之儀者九ヶ年口ニ而返済方被仰付被下置度候様奉願上候、私茂長々不商売前書之通間違之処ニ当年茂無商売同様ニ御座候間、乍恐何卒格別之以御憐愍御

慈悲之御沙汰被 仰付〔52ウ〕被下置度奉願上候、以上、

文政八酉

桜庭丈左衛門殿

村山伝兵衛殿〔53オ〕

竹屋
長七

◎半丁白紙〔53ウ〕

史料解題

〔D33〕クナシリ嶋トマリ潤内江異国船渡来仕候ニ付為打払并異国人取押候始末再調仕候趣申上候書附之写し

クナシリ嶋トマリ付近へ上陸したロシア軍艦ディアナ号の艦長ゴロヴニンほか七名を幕吏が捕縛した際の顛末を報告した文化八年（一八一二）七月付けの文書の写しである。本資料の末尾に「天保十一庚子としヨイチ御場所ニおゐて御詰合様工藤甚之丞様御持参被成写置候」とあることから、松前藩の詰合（勤番藩士）工藤甚之丞がヨイチ場所へ天保十一年（一八四〇）に来訪した際に、工藤が所持していた文書（これも写しと考えられる）を林家関係者が書き写したものであることがわかる。なお工藤は、この年イシカリ勤番所に詰める下役である^③。

本資料と内容の似た文書が北海道大学附属図書館に所蔵されている^④。また同文書は、『根室市史 史料編』で翻刻・紹介されている^⑤。それによると、同文書の作成者は、当時クナシリ場所に詰めていた松前奉行支配調役の奈佐瀬左衛門である。同文書と本資料は、細かい言い回しなどに相違は見られるものの、大概において内容が一致している。本資料は、奈佐瀬左衛門による上役への報告書の写しと解釈できる。なお、江戸幕府の外交文書を編纂した『通航一覽』の中にも、「文化八年七月、奈佐瀬左衛門再調御用状」として、似たような内容の文書が収録されている^⑥。

捕縛されたゴロヴニン一行が松前に幽閉され、その後ロシア側に捕縛された日本の豪商高田屋嘉兵衛がディアナ号副艦長のリコルドと交渉し、文化十年（一八一三）にゴロヴニンが釈放されるまでの一連の日露紛争はゴロヴニン事件として知られている。本資料の内容に関連するゴロヴニンほか七名捕縛の経過や、ゴロヴニン事件の概略については、生田美智子『高田屋嘉兵衛―只天下のためを存おり候（ミネルヴァ日本評伝選）』^⑦などで詳述されている。

〔D34〕 為吉丸破船一件付箱館御日記控

林家のアッケシ場所経営に関わる荷物の回漕を担っていた廻船・為吉丸が破船した件をめぐる、林家関係者が松前藩の取り調べを受けている様子が記されている文書である。本資料の表題に「箱館御日記控」とあることから、箱館で書き留めていた日記の中から、為吉丸の破船に関係した部分のみを抜粋した控えということになる。また、表題に「文政未十月十三日」とあり、文書の内容もそのあたりから記されているので、文政六年（一八二三）十月十三日からの日記の抜粋とみてよいだろう。

日記の作成者は、本資料中の「私」である兵吉である。兵吉については、本資料の「2オ」に「長七倅兵吉」とあり、「12ウ」に「私廿七才」とある。「長七」（竹屋長七）は、林家の初代長左衛門や、二代目長左衛門（彦左衛門）の弟（のちにヨイチ場所の支配人を務める人物）なども名乗っているが、本資料が記す文政六年は林家がアッケシ場所を請け負っていた時期であることから、この「長七」は初代長左衛門のことであり、兵吉はその息子ということになる。

為吉丸について、文政六年十月付けでアッケシ会所から「全御店」へ送った『積入産物調子帳』⑧に「大坂布屋為吉丸船」が見え、アッケシ場所内各地で生産の「新鮭粕」「コマエ粕」などの粕や、「布苔」「笹目」「数ノ子」「白子」「新外割」「干鱈」「塩切鱈」などの漁獲物を積み入れていることがわかる。したがって為吉丸は、アッケシで産物を積み入れて出帆し、箱館へ向かう途中、十月十三日の数日前に破船したと考えられる。

本資料には、林家側が松前藩側へ提出した書状（二通が提出され、内容に齟齬があったらしい）の内容をめぐる、兵吉たちが松前の沖ノ口役所から呼び出され出頭し、松前藩関係者からあれこれと尋問を受け、事実関係の確認に苦労している様子が記されている。結局のところ、尋問を受けた兵吉も、為吉丸やその破船に関する事実関係の詳細を把握していなかったらしく、最終的には双方の都合の良いところで事実認定をし、書面を取り交わし、一件落着とした

様子が、本資料から垣間見える。

〔D35〕 願答書

越後宮川の佐平治と竹屋長七との間の網代金をめぐる訴訟に関することが書かれた文書である。年記は「文政八酉」（一八二五年）であり、差出所は竹屋長七、宛所は桜庭丈左衛門と村山伝兵衛の二名となっている。竹屋長七は林家の初代長左衛門、桜庭と村山は本資料の「2オ」にある「町御年寄様」（松前の町年寄）である。

本資料の内容とよく似た『願書答書控』という名称の文書が札幌市中央図書館所蔵の林家文書の中に見られる⑨。この文書の年記は「文政七申十一月」（一八二四年）であり、差出所は竹屋長七、宛所は桜庭丈左衛門、張江甚兵衛、村山伝兵衛の三名となっている。なお、この文書の差出所には印章の押印があり、また同文書の表題に「控」とあることから、この文書は実際に提出した文書の副本として控えていたものと考えられる。

本資料には、差出所に印章の押印はなく、また文中の所々に抹消の記号や墨書が見られることから、下書きや案文の類であると推察される。

本資料の表題である「願答書」とは、「願書答書」の意であり、越後宮川の佐平治が町年寄に訴え出した「願書」に対し、竹屋長七が申し開きを記した「答書」（弁明書）ということである。

越後国宮川村や隣村の荒浜（現在の新潟県柏崎市内・日本海沿岸部）は、「金引芋^{かひびき}」という麻製の漁網製造のさかんな地である。宮川で漁網の販売を請け負っていた佐平治は、竹屋長七から網の注文を受けたが、その代金が支払われず、町年寄に願書を提出して訴えを起こしたのが本一件の端緒である。

本資料は全部で十箇条からなる。第一条では、長七の佐平治への網代金不払いが事実であり、長七は佐平治にとりあえず三十両を渡し、残金は十年賦にしたいと佐平治に頼んだが、佐平治は不承知であるという概略を記す。第二条、第九条では、佐平治が町年寄に提出した願書の文言（事実関係）の間違いを長

七が細かく指摘し、町年寄の「御賢察」を願ひ出ている。この部分から読み取れるこの訴訟のそもその原因は、二年にわたる竹屋手船幸吉丸の積荷トラブルであったことがわかる。すなわち、長七は佐平治を通じて網を注文したが、重大な積荷のトラブルで資金繰りに困り、佐平治に網代金を支払えなくなつたということである。佐平治は網代金の支払いを求め、町年寄に二度ほど願書を提出したが、彼の願書の細かい文言には、事実と異なる間違いが多く見られたようであり、長七が間違いを事細かに説明し、弁明に努めている様子が本資料から垣間見える。最後の第十条では、今年四十両を長七が佐平治へ支払い、残り九年で返済することで裁定してほしいと願ひ出ることと締め括られている。

なお、北海道博物館所蔵のフラーシエム・コレクションの中に、アツケシへ下る幸吉丸の関係文書¹⁰⁾があり、これらも合わせ読み研究を積み重ねることにより、この訴訟の全貌を明らかにすることができるかもしれない。また、文政七々八年(一八二四々二五)は、林家の請負場所がアツケシからヨイチへ変わる時期でもあり、本訴訟との因果関係の有無についても視野に入れる必要があるのかもしれない。具体的な考察は今後の課題としたい。

註

- (1) 北海道開拓記念館『林家資料目録(北海道開拓記念館一括資料目録第三八集)』(北海道開拓記念館、二〇〇九年)。
 (2) 東俊佑・三浦泰之・ちやれんが古文書クラブ「北海道博物館所蔵の林梅家資料(一)―林家請負初期関係資料―」(『北海道博物館研究紀要』第七号、二〇二二年)。
 (3) 『天保十一庚子年 ヨイチ御場所 書類』(余市町教育委員会所蔵の林家文書、I・26)のなかの第二二文書「九月二十六日入津 十番円通丸入津の口書」のなかに「イシカリ御重役様/新谷雄右衛門様 御添役清水重蔵様 御下役工藤甚之丞様の節口書書様」との記述があり(余市町総務課余市町史編集室編『余市町史第一巻・資料編一』(余市町、一九八五年)の六六三頁による)、工藤はイシカリ勤番所に詰める下役であったことがわかる。
 (4) 『クナシリ嶋江異国船渡来異国人取押候始末調書』(旧記三三〇)。

- (5) 高倉新一郎監修・渡辺茂編『根室市史 史料編』(根室市、一九六八年)。四六五々四七三頁に翻刻文、五〇五頁に解題がある。
 (6) 早川純三郎編『通航一覽 第七』(清文堂出版、一九六七年)の三八二頁(通航一覽卷二百九十七)。
 (7) 生田美智子『高田屋嘉兵衛―只天下のためを存おり候(ミネルヴァ日本評伝選)』(ミネルヴァ書房、二〇二二年)。
 (8) 『積入産物調子帳』(北海道博物館所蔵の林梅家資料C14、収蔵番号一五三五〇五)。
 (9) 『願書答書控』(札幌市中央図書館所蔵の林家文書2)。
 (10) 『アツケシ下り船幸吉丸積取関係文書』(北海道博物館所蔵のフラーシエム・コレクション一一一、収蔵番号一八四五七五)。

Historic Materials of the Hayashi Family in Hokkaido Museum Collection Materials, Part 4

AZUMA Shunsuke, MIURA Yasuyuki, and Charenga Komonjo Club

The Hayashi Kaoru family materials are a collection of documents passed down within the Hayashi family, which served as basho ukeoinin (subcontracted trading post managers) of Yoichi Basho during the late Edo period, around the 19th century. Of these historic documents, this study examines three items (catalog numbers D33–35). We transcribe the entire text of each document from running-form, brush-written Japanese into printed text, and describe each document in summary.

- D33: A copy of a document dated July 1811 reporting the arrest of Captain Vasily Golovnin and seven other crew members of the Russian vessel *Diana*, which landed near Tomari on Kunashiri Island (Kunashir).
- D34: A document describing a Matsumae Domain investigation into the shipwreck of the *Tameyoshi-maru*. The wreck occurred

several days before October 13, 1823, after the vessel had departed from the Akkeshi basho (which was managed by the Hayashi family) and was en route to Hakodate. The document details how persons affiliated with the Hayashi family underwent questioning by the Matsumae Domain.

- D35: A document dated 1824 describing a legal dispute over payment for fishing nets between Saheiji of the village of Miyagawa in Echigo Province and Takeya Chōshichi (also known as Chōzaemon, the first head of the Hayashi family).

This study is also one of the accomplishments of the 2024 fiscal year of “Charenga Komonjo Club,” a paleography study group open for participation by Hokkaido residents and active at Hokkaido Museum.

